危険なできごと調査マニュアル

独立行政法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

「子どもの被害の測定と防犯活動の実証的基盤の確立」
研究代表：原田 豊（科学警察研究所 犯罪行動科学部長）

※本マニュアルは随時改訂されています。
本マニュアルの最新版は、web ページ「http://www.skre.jp/」をご覧ください。

危険なできごと調査マニュアル 目次

① 調査の概要

1.1　危険なできごと調査とは …… 2
1.2　このマニュアルの内容 …… 3

② 調査の準備

2.1　関係主体への趣旨説明 …… 4
2.2　調査票の作成 …… 4
2.3　調査票の封入 …… 7
2.4　小学校への協力依頼 …… 7

③ 調査の実施

3.1　調査票の配布 …… 8
3.2　調査票の回収 …… 8

④ 調査結果の集計

4.1　回収された封筒の開封と回答済み調査票の整理 …… 10
4.2　調査票のデータ入力 …… 11
4.3　グラフと地図の作成 …… 12
4.4　集計結果の解釈 …… 12

⑤ 調査結果の地域への還元

5.1　基本的考え方 …… 14
5.2　還元の方法 …… 14
5.3　還元の分量 …… 14
5.4　還元する分析結果 …… 15

⑥ 調査の留意点

6.1　調査実施時 …… 16
6.2　データの取り扱い …… 16
6.3　結果の還元時 …… 16

⑦ おわりに：危険なできごと調査の活用

7.1　調査結果の活用の可能性 …… 17
7.2　「科学的根拠に基づく子どもの被害防止」に向けて …… 17

① 調査の概要

1.1 危険なできごと調査とは

(1) 危険なできごと調査の内容と大まかな手順

この調査で把握する「危険なできごと」とは、「追いかけられた」「露出狂に遭った」などの、犯罪には至らないものの、子どもたちが危険を感じたできごとのことを指します。危険なできごと調査は、子どもたちが過去に遭遇した危険なできごとを、「危険なできごとカルテ」と「地図」を用いて調べるものです。この調査は、大きく、**①調査の準備、②調査の実施、③調査結果の集計、④調査結果の地域への還元**の 4 つの手順から構成されます。

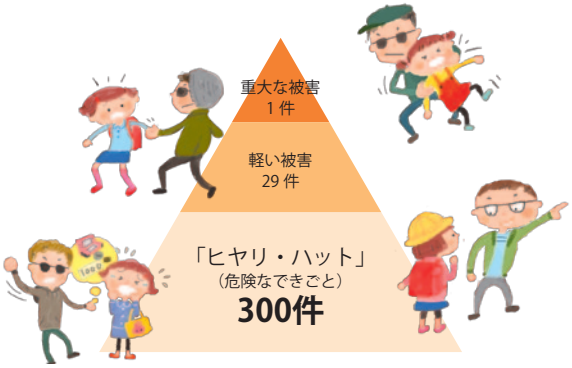

図 1-1　ハインリッヒの法則
1 件の重大な被害の背後には、たくさんの「危険なできごと」が隠れている。

(2) なぜ「危険なできごと」を調査する必要があるのか

この調査では、「危険なできごと」を、犯罪に対する危険性を測る「ものさし」と考えて調査を実施します。つまりここでは、「危険なできごと」が多く経験される状況ほど、犯罪に対して危険な状況であると考えます。

被害の軽い事象を、より重大な被害の起こりやすさを測る「ものさし」と考えるやり方は、労働災害や交通事故などの分野で用いられる「ヒヤリ・ハット調査」に見られます。そこでは、重大な事故に至らないまでも、「ヒヤリ」としたり「ハット」したりした経験を、将来の重大な事故の前兆とみなし、それを把握するための調査が行われています。労働災害などの分野では、1 件の重大な事故の背景には、300 件の「ヒヤリ・ハット」事象が存在していると言われ、これは「ハインリッヒの法則」と呼ばれています (図 1-1)。

子どもを被害者とする犯罪にも、事故と同様に、このハインリッヒの法則が成立する可能性があります。実際に、例えば、ある自治体を対象とした調査からは、子どもへの不審な声かけの多い場所では、声かけが起きた直後の性犯罪の発生の可能性が高くなることが報告されています。

こうした「危険なできごと」を私たちが把握することのできる既存の情報には、自治体や警察、学校等から流れてくるメールやプリント類、インターネットの「声かけマップ」などがあります。しかし、これらの情報で示されるのは子どもたちが実際に経験する「危険なできごと」のうちの一部でしかありません。

そこで、地域で生活する子どもの犯罪に対する危険性をより正確に知るために、危険なできごと調査が必要になるのです。

(3) 危険なできごと調査を通してわかること

危険なできごと調査からは、「追いかけられた」「なぐられた」などの、危険なできごとの種類別に、子どもの経験率（被害率）が把握されます。また、そのできごとが、いつ、どこで、だれにされたものであるのか、その時、子どもはどのような対応をとったか、といった詳細な情報が把握されます。こうした情報は、地域で防犯活動を行う大人たちにとって、いつ、どこで、どのように活動すれば良いかといった、活動内容の具体的な検討に役立てることができます。

1.2 このマニュアルの内容

(1) マニュアルの概要

このマニュアルでは、**①調査の準備**、**②調査の実施**、**③調査結果の集計**、**④調査結果の地域への還元**の４つの手順に沿って、具体的な調査の進め方を解説します。具体的には、**①調査の準備**では、事前に調査実施を説明すべき関係機関の紹介や調査票の準備等について述べます。**②調査の実施**では、調査票を子どもたちに配布し、回収するまでの方法について述べます。**③調査結果の集計**では、調査によって得られたデータを、どのようにコンピュータに入力し、集計するのか、また集計結果をどのように読めば良いかを解説します。**④調査結果の地域への還元**では、調査結果を地域にどのように還元すべきかについて述べます。

(2) 想定される読み手

本マニュアルが想定する読み手は、学校、PTA、自治会、教育委員会（自治体）、NPO、大学の研究室、民間のコンサルタント等、地域の方々をとりまとめながら、子どもの被害防止に向けて、具体的に取り組みを進めたい方々です。

本マニュアルに従って作業を行うことで、パソコンやインターネットの使用経験のある方でしたら、どなたでも簡単に危険なできごと調査を行い、結果を分析することができます。

(3) 調査対象とする子どもの年齢

子どもたちが経験する危険なできごとは、年齢によって大きく異なります。ここで述べる調査は、小学生を想定しています。

(4) 調査に要する期間・人数・費用

本調査は、PTA 等の団体の取り組みとして行うことを想定し、調査の準備から調査結果の還元まですべて含めて、３か月～半年程度で実施することを想定しています。また、調査の実施や集計は、数名～数十名で行うことを想定しています。 調査費用に関しては、調査票の印刷費用のみの負担を想定しています。

② 調査の準備

2.1 関係主体への趣旨説明

(1) 調査実施前に説明した方が良い機関・組織

危険なできごと調査は、子どもたちに直接危険なできごとの経験を尋ねるものです。調査にあたっては、調査を実施する学校や PTA 等への事前の趣旨説明を行ってください。また、可能であれば、市区町村の教育委員会や、地元の警察署などにも説明を行っておくと良いでしょう。

(2) 趣旨説明時に説明すること

趣旨説明においては、下記のようなことを説明します。①調査の実施目的、②調査の実施方法、③調査結果の分析と還元の方法、④調査実施スケジュール、⑤データの取り扱い方針（本マニュアル 6 章をご参照ください）、⑥調査の際の子どもたちのプライバシー保護方針（本マニュアル 6 章をご参照ください）、⑦調査実施の責任者と連絡先。

2.2 調査票の作成

(1) 調査票の中身

子どもたちに配布する調査票は、以下のもので構成します（図 2-1）。
①地図、②全員アンケート票、③危険なできごとカルテ（3 枚 1 つづり）、④調査の手引き。
以下ではそれぞれについて説明します。

①地図

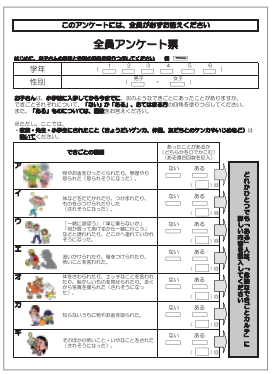

②全員アンケート票

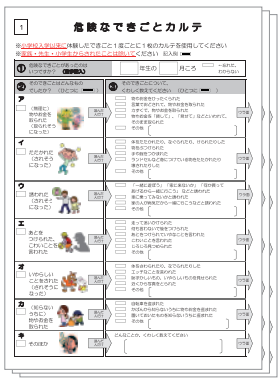

③危険なできごとカルテ

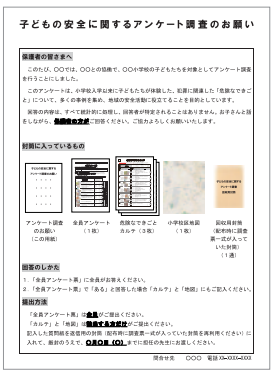

④調査の手引き

図 2-1　配布する調査票のセット（①地図、②全員アンケート票、③危険なできごとカルテ（3 枚 1 つづり）、④調査の手引き）

(2) 地図の作成

①専用ウェブサイトへのアクセスと小学校専用サイトの作成

インターネット上の地図作成サイトで地図を作成します。

手順1 まず、インターネットに接続されたパソコンのブラウザ（インターネットエクスプローラなど）を起動し、「http://gis.skre.jp/Ws/ws/」に接続してください（図2-2）。

図2-2：専用ウェブサイトのトップ画面

手順2 画面上にある「登録」ボタンをクリックし、画面の指示にしたがって、利用者の登録を行ってください（図2-3）。

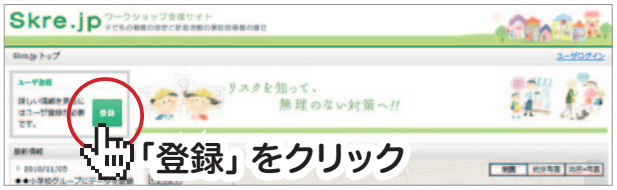

図2-3　利用者の登録

手順3 利用者が登録されたら、画面右上の「ユーザログイン」からログインしてください。ログインできたら、画面上にある「小学校作成」のボタンをクリックし、画面の指示に従って、お使いの小学校のサイトを作成してください（図2-4）。

これで、小学校の専用サイトができました。

図2-4　小学校サイトの作成

②小学校区に対応した地図の作成

以下の手順で、調査を実施する小学校区周辺の地図を作成します。

手順1 小学校のサイトに入りますと、右のような画面が表示されます。「地図印刷」のボタンをクリックしてください（図2-5）。

図2-5　地図印刷ボタンのクリック

手順２　画面が切り替わります。右の地図のピンク色の四角が小学校の校区をおおうように、左の地図の位置と大きさを調節します（図 2-6）。

手順３　最後に、下にある「地図を印刷する」ボタンをクリックすると、地図が作成されます（図 2-6）。「ファイルに保存」を選んで、お使いのパソコン内に地図を保存します。

図 2-6　地図の範囲の設定と地図のパソコンへの保存

③地図の印刷

以上の手順で地図を作成したら、A3 サイズに校区全体が収まるようにして、家庭用のプリンタで印刷します。印刷の仕方は、プリンタのマニュアルなどをご参照ください（図 2-7）。

以上で、調査に使う地図が作成されました。

図 2-7　完成した地図の例

(3) 全員アンケート票と危険なできごとカルテの作成

①「全員アンケート票」と「危険なできごとカルテ」のダウンロード

手順１　先ほどのサイトに接続し、今度は「カルテ印刷」のボタンをクリックします（図 2-8）。

図 2-8　カルテ印刷ボタンのクリック

手順２　図 2-9 の画面になりますので、画像をクリックして、「全員アンケート票」と「危険なできごとカルテ」のデータを、お使いのパソコン内に保存します。

図 2-9　「全員アンケート票」と「危険なできごとカルテ」のパソコンへの保存

②「全員アンケート票」と「危険なできごとカルテ」の印刷

「全員アンケート票」と「危険なできごとカルテ」を印刷し、配布物を作成します。

手順１　「全員アンケート票」は、子ども１名につき、１枚を配布するものです。そのため、子どもの人数分の枚数を A4 片面で印刷します（図 2-10）。

手順２　「危険なできごとカルテ」は、子ども１名につき、３枚を配布するものです。ダウンロードされるファイルは、あらかじめ３枚１組になっていますので、これを、子どもの人数分、A4 両面で印刷します（図 2-10）。

以上で、調査に用いる調査票が作成されました。

図 2-10　印刷された「全員アンケート票」と「危険なできごとカルテ」

(4) 調査の手引きの作成・印刷

最後に、保護者向けに、本調査の実施方法を説明した文書（調査の手引き）を作成します。

「カルテ印刷」の中に、ワード文書のひな形があります。ダウンロードして、文章内容を適宜、編集し、子どもの人数分を印刷してください（図 2-11）。

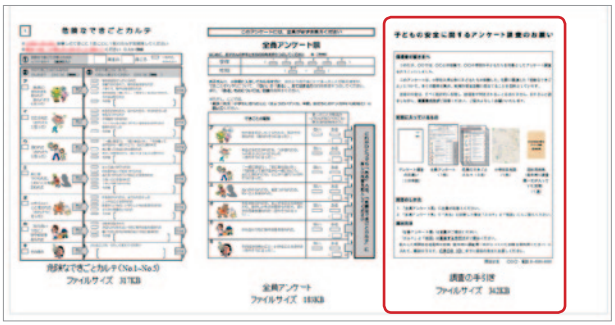

図 2-11　「調査の手引き」はダウンロード後、編集してお使いください

2.3 調査票の封入

以上で作製したものを、１通の A4 サイズ用の封筒にまとめて封入します。最終的な封入物は以下のものになります（図 2-12）。

□調査の手引き（A4 サイズ１枚、片面）
□全員アンケート票（A4 サイズ１枚、片面）
□危険なできごとカルテ（A4 サイズ３枚、両面）
□地図（A3 サイズ１枚、片面）

図 2-12　調査票の封入

2.4 小学校への協力依頼

調査票セット一式を持って、小学校に協力依頼に行き、以下の点について、協力を依頼します。

- 日程を決め、担任の先生に、各学級での調査票セットの配布と回収をしてもらうこと。
- 教頭先生など全体を取りまとめる先生に、各学級から回収された調査票の一時保管をしてもらうこと。

この時、念のために、調査票セットの中身を先生に渡し、調査の手引きを用いて調査内容を説明しておくと良いでしょう。

③ 調査の実施

3.1 調査票の配布

小学校と日程を調整して、調査票セット封入済みの封筒を、調査実施小学校のすべての子どもに配布します。配布方法にこだわる必要はありませんが、もし、先生の協力が得られるならば、担任の先生にあらかじめクラスの子どもの人数分を渡しておき、先生から子どもに手渡してもらう方法が最も確実です。

3.2 調査票の回収

(1) 回収までの時期

調査票を配布した後は、回答のために１週間～２週間程度の期間をおいてください。週末を２回挟むように回答期間を設定すると、高い回収率が期待できます。

(2) 回収方法

調査票は、各家庭において回答を記入後、配布時に使用した封筒に入れてもらい、厳封してもらったうえで回収します。回収作業は、担任の先生にお願いするのが確実です。その他の方法としては、専用回収箱を用意して、子どもに回答済み調査票（厳封したもの）を投入してもらうなどもあります。いずれの回収方法でも、回答者の匿名性の確保（誰が回答したかわからないようにすること）に注意してください。例えば、回答した子どもの名前を回収した人（先生など）が控えることや、子どもたち同士で、回答した子と回答しなかった子がわかってしまうような回収方法は避けるようにしてください。なお、郵送による回収は、費用がかかるうえ、回収率が大きく下がりますので、避けた方が良いでしょう。

(3) 回収後の調査票の取り扱い

回収後の調査票は、子どもの大切なプライバシー情報を含むものです。データを取りまとめる前に、誰かが勝手に調査票の封を開けて中身を確認することがないようにしてください。また、回収された調査票は、１箇所に集めて、厳重に管理しておき、すべての調査が終わったら、シュレッダー等で確実に破棄するようにしてください。

「危険なできごとカルテ」Q&A

Q 「危険なできごとカルテ」は何をするものですか？

A 子どもたちの被害を防ぐためには、その前兆かもしれない小さな危険について正しく知り、的を絞った対策を取ることが大切です。「危険なできごとカルテ」は、子どもたちが、いつ、どこで、どのような危険を経験したかを、客観的に調べ、このような取り組みの助けとしていただくために開発されたものです。

Q カルテで調査した情報はどのように役に立ちますか？

A 本マニュアルに沿った方法によって、カルテの調査結果を分析すると、小学校区の問題がグラフや地図によって可視化（「見える化」）されます。それによって、子どもの被害防止に取り組む方々の間で問題が共有され、効果的な対策の実施につなげることができます。

Q このような調査で、子どもの心を傷つけないか心配です。

A 本マニュアルの「6. 調査の留意点」を事前に読み、子どもの心を傷つけないようにする工夫を、調査実施前後に行うことが大切です。基本的には、氏名など、子どもが特定できる情報を扱わないこと、子どもに回答を強制しないことの 2 点が重要となります。調査実施の際には、学校や PTA などの関係主体と事前に十分に協議を行うことも大切です。

Q なぜカルテ形式なのですか？

A 1 回の危険なできごと経験を 1 枚のカルテで把握し、設問への回答もチェック形式の簡単なものすることで、子どもたちが答えやすいものとすることを意図しています。また、チェック形式とすることで、把握される情報を、客観的で、比較可能なものにすることも同時に意図しています。

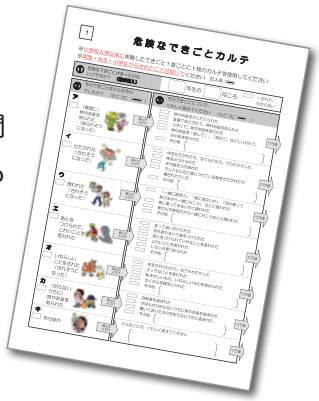

Q カルテを改訂して使ってもいいですか？

A カルテの設問は、校区ごとの事情に応じて取捨選択していただいて構いません。しかし、現状を正しく知り、今後の防犯活動へのヒントを得るためには、なるべくオリジナルの形のまま使用することをお勧めします。

Q カルテの開発の経緯を教えてください。

A カルテは、平成 19 年度～平成 23 年度にかけて行われた研究プロジェクト「子どもの被害の測定と防犯活動の実証的基盤の確立」（研究代表：原田豊（科学警察研究所））の一環として開発されました。開発にあたっては、過去に日本で行われた子どもの被害調査の再分析、複数回の予備調査、現役警察官へのインタビュー調査のほか、諸外国において実績のある子どもの被害調査の内容の検討が行われました。カルテに記載された設問や選択肢の具体的内容は、こうした検討を反映したものとなっています。

④ 調査結果の集計

4.1 回収された封筒の開封と回答済み調査票の整理

調査票が回収されたら、回収された封筒を 1 箇所に集め、開封します。開封後の調査票は、以下の手順で整理していきます (図 4-1)。

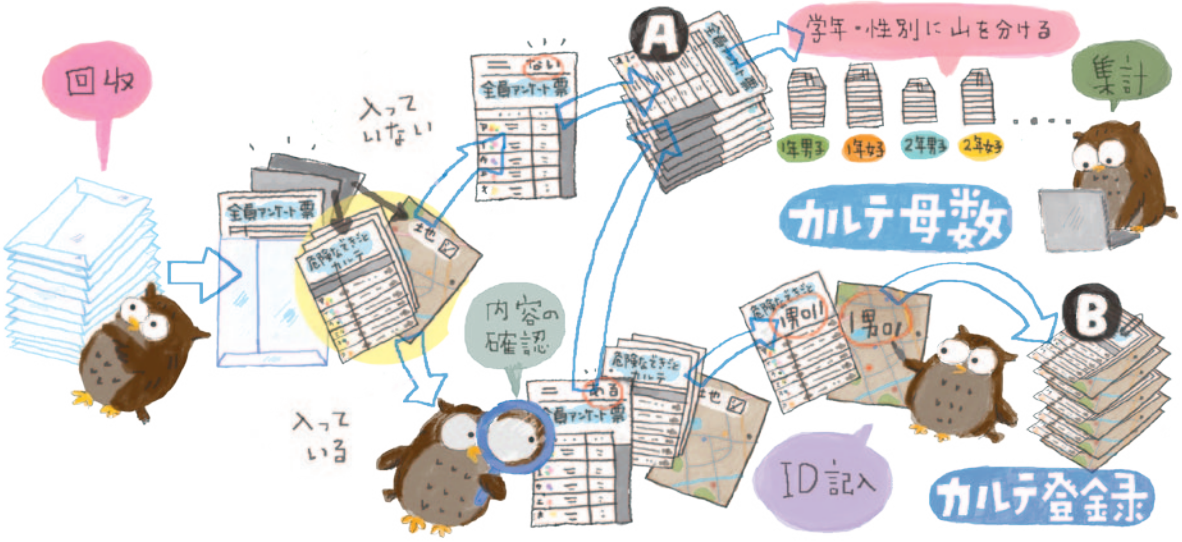

図 4-1　調査票の整理フロー図

手順 1　まず、封筒 1 通を開封します。

手順 2　危険なできごとカルテと地図が入っていない場合

回答した子どもが、小学校入学以来、1 度も危険なできごとの経験ががない場合、「危険なできごとカルテ」と「地図」は入っていません。また、「全員アンケート」には、「ない」と回答されているはずです。

このような場合は、「全員アンケート」だけを取り出し、「学年」と「性別」ごとに整理して 1 箇所に集めます (図 4-1 の A)。

手順 2'　危険なできごとカルテと地図が入っている場合

回答した子どもが、小学校入学以来、危険なできごとの経験がある場合、「危険なできごとカルテ」と「地図」が入っています。また、「全員アンケート」には、「ある」と回答されているはずです。

このような場合は、まず、「全員アンケート」に記載されている内容をみて、回収された「危険なできごとカルテ」と「地図」の上に、手書きで回答者の学年と性別を「1 男」(1 年生男子の場合)、「5 女」(5 年生女子の場合) などと書きうつします (図 4-1)。

つぎに、それに続けて、児童をあらわす数字と、その児童の何枚目のカルテであるかをあらわす数字を記入します。たとえば、1 人目の子の 1 枚目のカルテは「011」、16 人目の子の 2 枚目のカルテは「162」となります。地図には、児童をあらわす数字だけを記入します。結果的に、カルテには「1 男 011」(1 年男子、1 人目の回答、1 枚目のカルテ)、「3 女 1503」(3 年女子、15 人目の回答、3 枚目のカルテ)などの記号の列が記入されることになります。地図には「1 男 01」「3 女 15」などとなります。

このような手順で、カルテと地図に記号の記入ができたら、「危険なできごとカルテ」と「地図」を 1 箇所に集めておきます (図 4-1 の B)。「全員アンケート」は取り出したうえで、「学年」と「性別」ごとに整理して 1 箇所に集めておきます。このとき、【危険なできごとカルテと地図が入っていない場合】で取り出された「全員アンケート」と一緒にしてしまって良いです (図 4-1 の A)。

以上の作業をすべての回収封筒について行います。この手順は時間を要するので、できるだけ人数をかけて行うと良いでしょう。

4.2 調査票のデータ入力

(1)「全員アンケート」の入力

次に、以下の手順で、「全員アンケート」のデータをコンピュータに入力します。

手順 1 上記の手順でできた「全員アンケート」の束 (図 4-1 の A) を手作業で数え、学年別、男女別の回収数を把握します。

手順 2 回収数が把握されたら、小学校サイトの「カルテ母数設定」をクリックし、学年と性別ごとに回収数を入力します (図4-2)。

図 4-2 「カルテ母数」の設定

(2)「危険なできごとカルテ」の入力

つぎに、「危険なできごとカルテ」と「地図」の束 (図 4-1 の B) を取り出し、以下の手順で、カルテと地図の情報をパソコンに入力していきます。

手順 1 小学校サイトの「カルテ登録 (1 件)」をクリックします (図 4-3)。

手順 2 画面に表示される指示に従って、カルテ 1 件ごとに回答結果を入力していきます。この時、「1 男 011」などの記号も入力します。

図 4-3 カルテの登録

4.3 グラフと地図の作成

(1) グラフの作成

以上の手順ですべての調査票のデータを入力し終われば、グラフはコンピュータによって自動的に作成されます。ここでは、グラフを見る手順を説明します。

手順1　小学校サイトの「カルテ集計」をクリックします（図 4-4）。

手順2　入力されたデータから自動的にグラフが作成されています。「男の子だけで集計」「6年生だけで集計」など、特定の条件での集計も簡単にできます（図 4-4）。

図 4-4　自動作成された集計グラフ

(2) 危険なできごと地図の作成

グラフと同時に、危険なできごとのあった場所を表示した「危険なできごと地図」もコンピュータによって自動的に作成されています。以下の手順で地図を閲覧します。

手順1　小学校サイトの「地図を見る」をクリックします（図 4-5）。

手順2　入力されたデータから自動的に地図が作成されています。マウスで地図を操作することによって、地図の移動や縮尺の変更が可能です（図 4-5）。

図 4-5　自動作成された危険なできごと地図

4.4 集計結果の解釈

(1)「危険なできごと経験率」

作成されたグラフからは、「危険なできごと経験率」を読み取ることができます（図 4-6）。「危険なできごと経験率」とは、調査票を提出した子どものうちの何割に、小学校入学以来の危険なできごと遭遇経験があるのかを、危険なできごとの種類別に示したものです。

危険なできごと経験率は、都市や農村といった地域の特徴によって値が大きく異なるため、一概に高い・低いを判断することはできません。目安として、

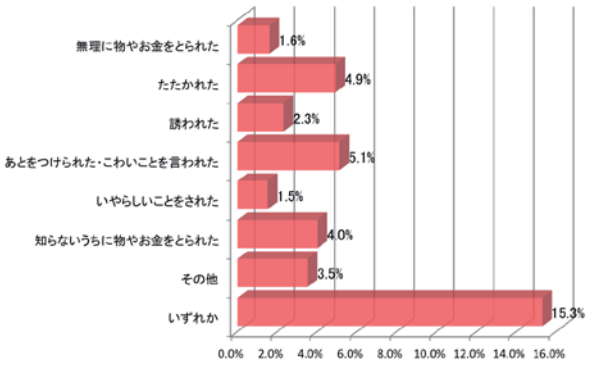

図 4-6　危険なできごとの内容別にみた経験率

科学警察研究所が過去に行った調査では、西日本の大都市（政令指定都市）において、「いずれか」の危険なできごとに約15％の子どもが遭遇し、東日本の郊外部の都市では、この値は約5％でした（この値はあくまで目安であり、危険性の程度を示すものではありません）。

(2) 学年・性別と経験率

グラフからもうひとつ読み取れることは、学年別、性別にみた危険なできごとの経験率です（図4-7）。危険なできごとに遭遇することが多いのは、低学年か高学年か、また、男子か女子かといったことが、この値から判断できます。

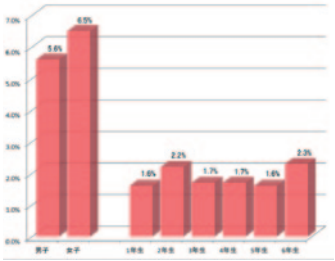

図4-7　性別・学年別にみた危険なできごとの経験率

(3) 危険なできごと経験時の状況

危険なできごとが、「いつ」「どこで」起きたのか、また、相手はどのような人であったかを把握することは、具体的に地域での子どもの被害防止を考える際にとても重要なことです。このグラフからは、時間帯別、場所別に、危険なできごとの報告件数が読み取れます（図4-8）。

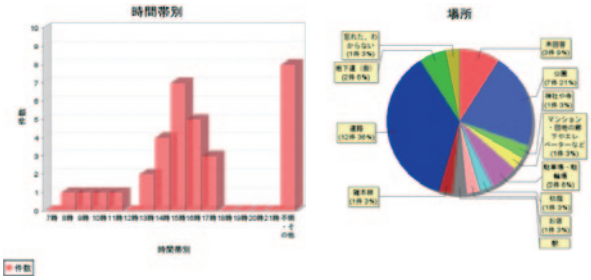

図4-8　危険なできごと経験時の状況

(4) 危険なできごとの情報共有

出力されるグラフからは、保護者が子どもの遭遇した危険なできごとについて、どの程度知っていたか、また、その情報をどの程度地域や学校と共有したかを読み取ることができます（図4-9）。とくに重要なのは、実際に子どもが遭遇した危険なできごとのうち、どの程度が、学校や地域に知られることなく埋もれていた（隠れていた）かという点です。ここで出力されたグラフをもとに、地域および学校での情報共有のあり方を考えることができます。

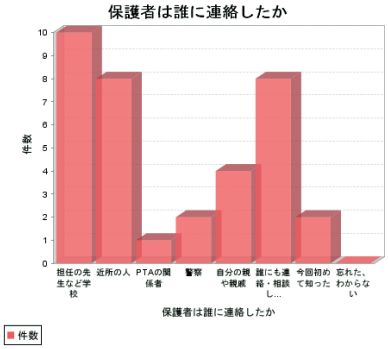

図4-9　危険なできごとの情報共有の状況

(5)「危険なできごと地図」

子どもが経験した危険なできごとの地図は、図4-10のような形で出力されます。この地図からは、地域のどこで危険なできごとの経験が多いかを読み取ることができ、地域の見守り活動等の場所を選定する際に役立てられます。

基本的には、危険なできごとの多い場所で注意が必要ということになりますが、機械的な判断は禁物です。なぜなら、危険なできごとが多く報告されるような場所は、単に子どもの利用が多い場所であるだけなのかもしれないからです。場所の危険性を判断するためには、子どもの日常的な行動の情報を考慮に入れる必要があります（子どもの日常行動を知るためには、「子どもの日常行動調査マニュアル」が参考になります）。単純に危険なできごとの多さで判断するのではなく、その場所が、子どもの行動からみたときにどのような場所であるかを考えながら、その場所の危険性を考えることが大切です。

図4-10　危険なできごと地図

⑤ 調査結果の地域への還元

5.1 基本的考え方

分析結果を子どもの被害防止への取り組みに有効につなげるためには、地域に結果をきちんと還元することが必要になります。具体的な結果の還元先には、以下のような、子どもの被害防止に向けて重要な役割を果たす人々が考えられます。

●保護者（PTA）　●地元自治会等
●警察　●行政　●学校

結果を還元する際には、還元時に注意すべきこと（第６章）に気を付けながら、保護者や学校などが、還元された結果からどのような防犯活動を行えばよいかを考えられるように、できるだけ具体的な情報を還元することを心がけましょう。

5.2 還元の方法

調査結果を還元する方法にはさまざまなものがありますが、還元する相手先に応じた方法を用いることが大切です。多数の方への還元のためには、文書（図 5-1）が向いていますが、取り組みに熱心な方には、口頭で結果を還元すると、意見交換の機会とすることができます。もし、取り組みに熱心な方が一定数いる場合には、地域との情報交流を目的とした「ワークショップ」や「調査結果発表会」（図 5-2）の開催も効果的です（ワークショップについては、「防犯ワークショップマニュアル」をご参照ください）。

5.3 還元の分量

還元する分析結果は、長すぎても短かすぎてもいけません。文書による還元の場合は、分析内容の大切な点を伝えつつ負担なく読んでもらうためには、A4 両面程度の分量が適当でしょう。図 5-1 は、ある小学校で行われた調査結果を、保護者の方々に還元した例です。このように、危険なできごとの経験数や経験率、危険なできごとの起きた時間や場所に、簡単な説明をつけて還元すると良いでしょう。なお、口頭で結果を還元する際には、プレゼンテーションソフトであるパワーポイント（マイクロソフト社）などを使うとより効果的になります。

全員に還元する結果は A4 両面程度にとどめた方が良いですが、一方で、学校に対しては、詳細な分析結果を残しておいた方が後々の対策を考える上で有意義です。学校には、調査結果の詳細を記した報告書と、危険なできごと地図、および危険なできごとの詳細情報を還元すると良いでしょう。

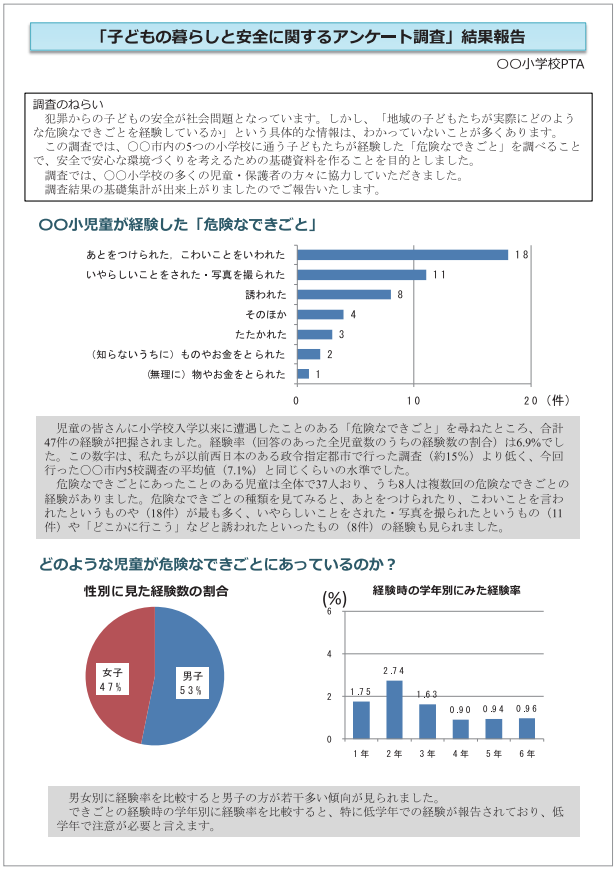

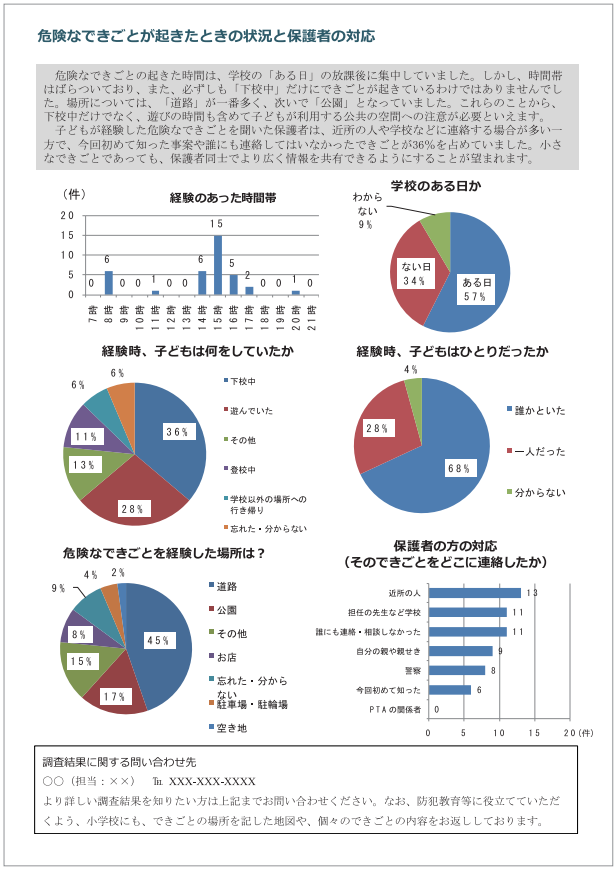

図 5-1　保護者の方々に還元する結果の記述例

5.4 還元する分析結果

分析結果の還元の際には以下のような情報を中心とすると良いでしょう。これらの情報は、子どもの被害の「4W1H」（いつ、だれが、どこで、どのような危険なできごとを経験しており、その時その子や保護者はどう対応したのか）と呼ばれます。この4W1Hを基礎として、「なぜそのような結果となったか」を、地域の方々を交えて考えることが、効果的な対策のための第一歩となります。

- 調査の概要
- 危険なできごとの経験数・率（全体）
- 危険なできごとの経験数・率（学年別）
- 危険なできごとの経験数・率（男女別）
- 危険なできごとの場所別集計
- 危険なできごとの時間帯別集計
- 子どもの対応の集計
- 保護者の対応の集計
- 危険なできごと地図
- 危険なできごとが多発していた具体的な場所（写真等を交える）

図 5-2 「調査結果発表会」の開催は情報共有に効果的

⑥ 調査の留意点

6.1 調査実施時

危険なできごとの経験は、子どもによっては、あまり人に知られたくないことである場合もあります。そのため、調査の実施に際しては、保護者の方に、この調査によって得られるデータに、十分なプライバシーの保護が図られることを伝えることが重要です。調査実施前には、以下のことを十分に説明してください。

- 調査によって得られたデータから個人が同定されることはないこと。
- 記入された調査票の原票は、厳重に保管され、調査実施後はシュレッダーなどで処理されたうえ、破棄されること。
- 調査データを分析して得られた結果（グラフや地図）の公開範囲は限定されていること（インターネットなどで不特定多数に公開するものではないこと）。

また、回答はあくまで家庭の任意であることを伝えることも大切です。決して子どもに回答を強制することなく、保護者の同意が得られる場合に回答してもらうようにしてください。回答は各家庭で行うこととし、教室などで、全員の子どもに強制的に回答を記入させることは避けるようにしてください。

6.2 データの取り扱い

調査によって得られたデータを扱う際には、下記のように工夫して管理してください。

- 回答済みの調査票は鍵のついた書庫などに保管し、調査実施後はシュレッダー処理・溶解処理等によって、確実に破棄する。
- 調査票を入力するパソコンに、専用サイトの ID やパスワードが残らないようにする（ブラウザによっては、パスワードを自動的に保存してしまうものがありますのでご注意ください）。
- 専用サイトへのアクセス ID やパスワードの配布範囲を、調査実施者が把握しておく。

6.3 結果の還元時

調査結果を地域に還元する際には、必ずグラフ等で集計した結果のみを返すようにしてください。この調査では子どもの氏名は尋ねていませんが、「現在 5 年生の女の子が 3 年生の時に、○○公園で△△△という被害にあい・・・」などとあまり具体的に個別のデータを列挙してしまうと、ひとつひとつは個人と関連づけられなくても、地域の方は特定の子どもと関連づけて理解してしまうこともあります。詳細な個々の危険なできごとの情報は、学校など、限られた相手先のみに返すようにすることが大切です。

また、危険なできごとの場所が表示された地図は、「あの公園は危ない」や「あそこには危険な人がいる」など、否定的な情報として地域に流布してしまうことがあります。特定の場所や人にレッテルが貼られてしまうと、かえって地域に別の問題を引き起こすことにもつながりかねません。地図に関しても、詳細な場所の公表に関しては、まずは学校や PTA 等に相談することが重要です。

⑦ おわりに：危険なできごと調査の活用

7.1 調査結果の活用の可能性

(1) ワークショップのための基礎データとして活用

調査によって作成されたグラフや地図は、地域の関係者が子どもの安全を実態に即して考える上での基礎資料になります。「ワークショップ」などを企画して、結果をもとに対策を考える取り組みにつなげることができます（ワークショップについては、「防犯ワークショップマニュアル」をご参照ください）。

(2) 小学校の「安全マップ」等のアップデートの材料として活用

多くの小学校では、「安全マップ」などの名称で、校区内の危険個所等をまとめた地図を作成しています。本調査によって得られる情報をもとに、こうした既存の地図の情報を最新のものにすることができます。最新の「安全マップ」が地域に共有されることで、現状に即した防犯活動の実施につなげることができます。

(3) 既存の「不審者情報」収集の仕組みに代わるものとして活用

多くの小学校で、子どもが危険なできごとに遭遇した際の情報を収集する取り組みが行われています。そこで収集された情報は、教育委員会等を通じて各小学校で共有されたり、「不審者情報」等として、公開されているケースも多くあります。本調査で紹介した「危険なできごとカルテ」は、そうした作業を、より容易にし、かつ、そこで得られたデータを蓄積・分析が可能なようにします。例えば、「危険なできごとカルテ」を一定数印刷して小学校に常備しておき、小学校区内において「危険なできごと」が起きた際にそれを活用して情報を収集・共有することで、より的確な問題の実態把握が可能になります。

7.2 「科学的根拠に基づく子どもの被害防止」に向けて

子どもの被害防止に向けた最初の一歩は、校区ごとに異なる問題の実態を正確につかむことです。本調査では、そのために役立つ方法を紹介しました。本調査によって、子どもの被害防止に向けて活発に取り組むみなさんの熱意が、「科学的根拠に基づく子どもの被害防止」につながることを祈念します。

■本マニュアルに関しての問い合わせ先

本マニュアルは、平成 19 年度～平成 23 年度にかけて行われた、独立行政法人 科学技術振興機構 社会技術研究開発センターの研究プロジェクト「子どもの被害の測定と防犯活動の実証的基盤の確立」（研究代表：原田豊（科学警察研究所））の研究成果に基づいて執筆されたものです。

本マニュアルに基づいて調査を実施される際には、下記の連絡先までご一報いただけますと幸いです。

科学警察研究所　犯罪行動科学部　犯罪予防研究室

〒277-0882　千葉県柏市柏の葉 6-3-1　　電話：04-7135-8001（内線 2641）

株式会社　プレイスメイキング研究所

〒305-0824　茨城県つくば市葛城根崎 1 番地　　電話：029-856-1882

「子どもの被害の測定と防犯活動の実証的基盤の確立」公式サイト

http://www.skre.jp/

本マニュアルを活用した調査結果を論文等で公表する際には、下記の出典を明示してください。
科学警察研究所犯罪予防研究室（2011）「危険なできごと調査マニュアル」、〈http://www.skre.jp/〉、17p.